

語ろう共産党・野党共闘

自公の攻撃 すべてに答えます

しんぶん赤旗 2016年6月26日(日)

安倍首相らは、野党共闘の前進を恐れて、「安定か混乱か」などと政策そっちのけで口汚い攻撃を繰り返しています。しかし、事実はどうか。自公両党による日本共産党と野党共闘に対する攻撃のすべてにお答えします。

自公は安定？ 野党共闘は混乱？

国民無視の暴走 自公こそ

自民・公明両党は「暗く低迷した時代に逆戻りするのか」（安倍晋三首相）「安定の自公政権か、混乱が明らかな民共統一か」（公明・山口那津男代表）などと野党共闘を攻撃しています。

しかし、自民・公明両党が「安定多数」を得てやったことは何だったのでしょうか。数の力にまかせた国民無視の暴走政治のさらなる加速だったのではないのでしょうか。

秘密保護法の強行につづき昨年秋には、安保法＝戦争法を成立させ、憲法破壊の政治を進めました。「世界で一番、企業が活躍しやすい国をめざす」と宣言し、大企業優遇の政治を続け、貧困と格差を拡大しています。「安定」の名でこんな政治を続けさせたら大変です。

これに対し、「安倍暴走政治を何とかとめてほしい」との声に押されてつくられたのが日本共産党をはじめとする野党共闘です。

野党は、戦争法廃止と立憲主義回復という大義のもとに結束し、安倍暴走政治をただす豊かな「共通政策」を掲げています。

参院選では、安倍暴走政治の全体にノーの審判を下し、チェンジの意思を示すことがどうしても必要です。日本共産党と野党共闘の勝利こそが、国民が安心して暮らせる政治を取り戻すたしかな道となります。

野党は政策バラバラ？

大義で結束し共通政策も豊か

自民党や公明党は“野党は政策がバラバラ”“具体的政策がない”かのように言いますが、そんなことはありません。しっかりと安倍政権に代わる選択肢を示しています。

日本共産党、民進党、社民党、生活の党の野党4党は「安保法制を廃止し立憲主義・民主主義を回復させる」「憲法改定を許さない」という大義で結束。そのうえで「アベノミクスによる国民生活の破壊、格差と貧困を是正する」「TPP（環太平洋連携協定）や沖縄問題など国民の声に耳を傾けない安倍政権の強権政治に反対する」ことも共通政策として確認しています。

暮らしの問題でも先の国会ですでに、介護職・保育士の賃上げ、児童扶養手当増額、長時間労働の法的規制など15本の議員立法を共同提案しています。

市民連合とも19項目にわたる協定を結んでおり、そのなかで男女賃金格差の是正、公正な税制の実現も掲げており、中身を豊かに発展させているのです。

大企業と富裕層を応援する「アベノミクス」に対して、国民の暮らしを応援して経済をよくするという対抗軸がしっかり立っているのです。安心してご支持をお願いします。

戦争法廃止は日米同盟のきずな壊す？

「血の同盟」のため憲法壊す権利ない

安倍首相は、安保法制＝戦争法を廃止すれば、「日米同盟のきずなが壊れる」と強調しています。

しかし、歴代自民党政権が「憲法違反」としてきた集団的自衛権の行使を可能にしたのが戦争法です。「日米同盟」のためとって、最高法規である憲法を壊す権利など誰にもありません。

それでは安倍首相が「希望の同盟」と持ち上げる「日米同盟」とは何でしょうか。

安倍首相は、『この国を守る決意』という著書で「軍事同盟というのは“血の同盟”です」「今の憲法解釈のもとでは、日本の自衛隊は少なくともアメリカが攻撃されたときに血を流すことはない」と述べ、集団的自衛権の必要性を説いています。その後、その言葉通りに憲法解釈をかえ、戦争法を強行したのです。

しかも、アメリカが他国に攻撃されたのは、75年前の日本による真珠湾攻撃が最後です。その後は、ベトナム戦争、イラク戦争など多くが侵略戦争です。「血の同盟」とはつまり、米国の無法な戦争のために日本の若者を戦場に駆り立て、血を流させるものにほかなりません。

日本に必要なのは戦争法ではなく、憲法にもとづいた平和の外交戦略です。日本共産党は、すべての紛争問題を平和的に話し合いで解決するルールをつくる「北東アジア平和協力構想」を提唱しています。

違憲の自衛隊活用は立憲主義に反する？

戦争法の強行こそ立憲主義の破壊

自民・公明両党は「共産党は、自衛隊は違憲だというのに、災害出動はさせる、急迫不正の侵害では、命をかけるというのは立憲主義に反している」などと日本共産党を攻撃しています。

これこそ立憲主義をねじまげた攻撃です。立憲主義とは簡単にいえば、憲法を守る政治です。自衛隊についていえば、戦力不保持を定めた憲法に違反していることは、大多数の憲法学者も認めている通りです。

しかし、自衛隊は創設以来62年、世界有数の軍事力に成長する一方で、災害救助にも出動しており、すぐになくすことはできません。そこで、日本共産党は、将来の課題として9条の完全実施に向けて、国民の合意で段階的に自衛隊の解消を図っていくことを提唱しているのです。

その間、大規模災害や急迫不正の主権侵害が発生した場合、国民の命と安全を守るために自衛隊を活用するのは当然のことです。これこそ、憲法を守ることと国民の命を守ることの両方を追求する一番責任ある態度ではないでしょうか。

いま立憲主義で一番問われているのは、安倍自公政権が歴代自民党政権の憲法解釈さえ百八十度転換して集団的自衛権行使を可能とした上、安保法制＝戦争法を強行したことです。立憲主義破壊の勢力に、「立憲主義に反する」などといわれる筋合いはありません。

消費税問題で野党は違う？

貧困と格差の是正へ一致

自公両党は「消費税問題で各野党の政策が違う」などと攻撃しています。安倍政権が、消費税増税を延期せざるをえなくなったのは、アベノミクスと消費税大増税路線の失敗です。

アベノミクスによって貧困と格差が広がり、そこに消費税増税が加わって戦後初めて、2年連続で個人消費を冷え込ませ、景気回復の足を引っ張っているのです。

ところが安倍首相はいまだに「アベノミクスを加速させ、消費税を増税する」と破たんずみの路線にしがみついています。

これに対し日本共産党は、消費を必ず冷え込ませ、低所得者ほど負担が重い消費税増税は「きっぱり断念すべきだ」と主張しています。

他の野党も、消費税そのものへの態度は違いますが、国民生活が厳しい状況におかれているもとの消費税増税に反対しています。そして、共通政策として、アベノミクスによる国民生活破壊、格差と貧困の拡大を是正することを掲げ、最低賃金の大幅引き上げなど具体的政策を掲げ、大企業と富裕層の優遇税制をただすことでも一致しています。

自公が消費税問題を持ち出して、野党共闘を攻撃するのは、自らのすすめた消費税大増税路線の破たんを覆い隠すためにほかなりません。

EU離脱で政治の安定が必要？

アベノミクスやめ内需主導の経済こそ

イギリスのEU(欧州連合)離脱が決定的となったことで世界金融市場は大混乱に陥り、日本でも円高と株安が進んでいます。これを受けて、安倍首相は「政治の安定が求められる。民進党や共産党に選挙で勝利を与えるようなことがあれば大変だ」などと言いだしています。

しかし、異次元の金融緩和で円安をつくり、海外から投資マネーを呼び込み株高を演出するなど、ゆがんだ経済政策を進めたアベノミクスこそ大問題です。

今回も、イギリスのEU離脱で日本の株価も大暴落しましたが、これはアベノミクスの結果です。外国のショックに弱い、もろい経済だと明らかになりました。

いま必要なのは、経済の6割を占める家計を温めて内需主導による健全な経済に切り替えることです。

日本共産党は、経済政策を国民の暮らし優先に転換し、日本経済を内需主導の健全な軌道にのせるために、(1)公正な税制(2)税金の使い方を暮らし優先に(3)雇用を守るルールの確立—「三つのチェンジ」を訴えています。

リーマン・ショック(2008年)の時には「派遣切り」や中小企業に犠牲が押し付けられ、深刻な被害をもたらしました。こうしたことを絶対に許さないためにも「三つのチェンジ」がいよいよ大事です。

安倍政権を倒した後は？

共産党は政権構想提案前向きの結論めざす

野党共闘で安倍政権を倒した後にどんな政権をつくるのかは、もちろん考えなくてはならない問題です。

日本共産党はこの問題にもしっかりとした答えをもっています。それは憲法違反の戦争

法を廃止することと、集団的自衛権の行使ができるようにした「閣議決定」を撤回することという二つの仕事をやりとげる政府「国民連合政府」をつくろうという提案です。いま野党間で国政の諸問題で政策の違いがあっても、憲法にもとづく政治を取り戻すという緊急、重大な任務で大同団結することが、あれこれの政策の違いを横においてでも最優先すべき重要な課題だからです。

いま野党4党は、戦争法廃止、立憲主義回復という大義のもとに結束し、選挙協力を行っていますが、政権合意はまだできていません。

しかし、今度の参院選でたとえ野党が多数をとったとしても、衆議院の構成が変わらない限り、政権交代は起こりません。ですから日本共産党は、政権合意がなくても国民的大義にたった選挙協力の障害にならないし、してはならないと考えています。

政権が問われるのは次の衆院選です。日本共産党の志位委員長は「総選挙までに話し合いを行って、前向きの結論を得たい」と表明しています。

民進党の岡田代表も「これからの話し合いです」と語り、生活の党の小沢一郎共同代表も「他党が力をあわせて国民の期待にこたえられるような集団になるべきだ」とのべています。

9条改憲許さぬ1票を

立憲主義破壊勢力に審判

しんぶん赤旗 2016年6月25日(土)

参院選で安倍晋三首相は、「改憲は争点にならない」などごまかしながら「次の国会から憲法審査会を動かしていきたい」と述べ、参院選が終われば明文改憲に動きだそうとしています。これに対し、日本共産党の志位和夫委員長は「憲法改定の本丸は9条改定」と喝破し、「共産党の躍進でストップの審判を下そう」と呼びかけています。「毎日」(24日付)の世論調査でも、重視する政策の2位が「憲法改正」(13%)となっており、安倍改憲=9条改憲を許すのか、戦争法廃止で立憲主義を取り戻すのかが参院選の大争点となっています。

安倍首相は19日のネット党首討論で「どの条文をどのように変えていくかは決まっていないから、この選挙においてはどの条文を変えていこうという議論はできない」と争点化を避ける一方、「(衆参両院の)憲法審査会で、どの条文をどう変えていくか、しっかり議論し、いい条文をつくっていききたい。次の国会で憲法審査会を動かしていきたい」と発言しました。争点ではないが改憲論議を進めるという身勝手に無責任な主張です。

衆参両院の憲法審査会は、改憲原案を決定する権限をもつ機関。決定された原案に基づき、衆参ともに本会議で3分の2以上の多数で決定すれば、国会としての改憲発議となり、改憲案が国民投票にかけられます(憲法96条)。

安倍首相はこれまで、明文改憲を「在任中に成し遂げたい」(3月2日、参院予算委員会)と公言しています。首相の自民党総裁としての任期は2018年9月まで。つまり、選挙後の2年間(18年9月まで)で明文改憲を実現する意欲を示しているのです。

一方、世論調査では安倍政権下での改憲に対しては「朝日」(24日付)で反対48%、

賛成 31%、「毎日」（同前）で反対 45%、賛成 36%となっています。

そもそも歴代内閣の憲法解釈を百八十度変えて集団的自衛権の行使を可能とし、戦争法を強行するなど憲法に基づく政治を踏み破ってきた勢力に憲法改定を論じる資格などあるのか。志位氏は「憲法違反の暴挙を働いた勢力に、共産党の躍進で審判を下そう」と訴えています。

これが自民改憲案だ

しんぶん赤旗 2016年6月25日(土)

安倍首相は、「自民党は、改憲案をお示ししている」と繰り返しのべています。

明文改憲が大争点となるもと、自民党改憲案の中身が審判の対象です。日本国憲法の平和主義を全面破壊し、個人の尊厳を中核とする立憲主義を根底から破壊する、恐るべき内容です。

無条件の武力行使可能

9条2項削除・国防軍創設

第二章 安全保障

(平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

自民党改憲案は、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とした9条2項を削除し、「国防軍」を創設するとしています。その狙いは「自衛隊の追認」にとどまりません。

これまで海外での武力行使の歯止めとなってきた9条2項を削除することで、海外での武力行使を無条件に可能にするものです。戦争法で「限定的集団的自衛権」を可能としただけでなく、文字通り無限定の集団的自衛権行使を可能にするものです。

自民党改憲案の新9条2項では「前項（戦争放棄）の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と規定。「自民党改憲案Q&A」は、政府が集団的自衛権の行使を禁ずる理由を「9条1項・2項の全体」の解釈によるとしていることから、戦力不保持規定を削除したうえ「新2項」を設け「自衛権の行使に何らの制約もないように規定」したという念の入れようです。

「専守防衛」の自衛隊“追認”どころか、無条件の海外での武力行使を可能とする。ここに自民党改憲案の最大の狙いがあります。

国会無視して強権発動

自民党改憲案では「緊急事態」における首相の内閣への権限集中の仕組みを新たに設けようとしています。

その「緊急事態」の第一に「外部からの武力攻撃」が明記され、有事対応が予定されません。

「緊急事態」宣言のもとでは、法律に基づいて「内閣は法律と同一の効力を有する政令（緊急政令）を制定する」ことができます。これにより、国会審議を抜きに、内閣が人権制約をはじめ「立法権」を行使できます。政令の管轄事項に制限はなく「何でもできる」こととなります。三権分立や国会中心主義などの原則が停止し、首相と内閣に権限が集中します。

さらに国民保護のための国等の指示に国民は「従わなければならない」と、服従義務が規定されます。緊急政令では、罰則制定も排除されません。国会では政府を批判する議論がされていても、「緊急事態」を首相が宣言すれば、政府が独断で強権措置を発動できるのです。

戦前の大日本帝国憲法下では、天皇の緊急勅令をはじめ「緊急事態条項」が猛威をふるい、天皇制政府が議会の飛び越え、国民の運動を弾圧して戦争政策を押しすすめました。その反省に立って日本国憲法は緊急事態条項を設けていません。

公益優先で人権を縛る

人権制約

（人としての尊重等）

第十三条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

（表現の自由）

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。

日本国憲法13条は、「公共の福祉」による人権制約を認めます。「公共の福祉」とは、全ての人に保障される人権相互の衝突を調整する原理と理解されてきました。

ところが自民党改憲案は、「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に書き換えています。さらに「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」（12条）として、公の秩序優先で人権制約することを明確にしました。

「自民党改憲案Q&A」は、「公共の福祉」を「公の秩序」に変えた理由を「基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにした」と告白しています。他者の人権との調整を超えた「公の秩序」優先で、人権の大幅な制約がまかり通ることになります。秩序の中身は権力者の恣意（しい）的判断で決まる恐れもあります。

人権保障のために憲法が権力を制限するという立憲主義が壊され、国家優先で人権を縛る憲法に転換するのです。

立憲主義 根本から否定

日本国憲法97条 削除

（削除）

97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の

努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

自民党改憲案は13条の「個人の尊重」の「個人」から「個」の一文字を消し、「個人」という憲法の根本概念を消し去っています。さらに、憲法が最高法規であることの実質的根拠とされる「人権の永久不可侵性」(97条)は全面削除されています。

人が人である以上当然に認められる権利として、人権の保障を受けるという「天賦人権思想」について、「自民党改憲案Q&A」は「(そのような)規定振りを全面的に見直した」としています。

このように、日本国憲法と近代立憲主義の核心にある「個人の尊厳」を最高価値とする理念を否定しています。「公益」優先で人権を制約し、権力を縛る憲法から国民と人権を縛り付ける憲法へと逆転しています。「憲法が憲法でなくなる」もので、まともな改憲案とはいえないものです。

なるほど！論戦ポイント

「税込増21兆円」の中身

“果実”どころかマイナス

しんぶん赤旗 2016年6月25日(土)

安倍晋三首相は選挙戦の中で、税込の増加をアベノミクスの「果実」として自慢しますが、皮をむいてみると「実」は出てきません。21日に開かれた党首討論会(日本記者クラブ主催)では、日本共産党の志位和夫委員長が、現在の税込との比較で首相が持ち出す2012年度は、リーマン・ショック(08年)と東日本大震災(11年)の二重の打撃を受けて税込が減った時期だと指摘。「巨大な外的要因をまったく考慮せず、数字だけを比較するやり方がフェアな政策論争といえるでしょうか」と迫りました。

首相は「確かにリーマン・ショック、東日本大震災がありました」と認めざるをえませんでした。それでもなお、「私たちが増やした21兆円。これはリーマン・ショック以前よりも増えている」と言い張ったのです。

しかし、リーマン・ショック前の07年と比べて税込が増えたといっても、増えたのは消費税増税分です。

首相が「21兆円」を算出するにあたって用いた数字は、国・地方の当初予算段階での税込見込み額です。地方の税込には、計画外の超過課税など通常の見込み額に表れない数字も加えています。

この算出方法に基づくと、確かに16年度の税込は12年度と比べて21兆円増えています。しかしそのうち9兆円は消費税の増収として国民から吸い上げたものです。07年度と比べると、税込は全体で4兆円しか増えていない上、消費税の増収9兆円を差し引けば5兆円ものマイナスです。つまり、消費税増税分を除けば「リーマン以前よりも増えた」どころか、大幅に減ったままなのです。(グラフ)

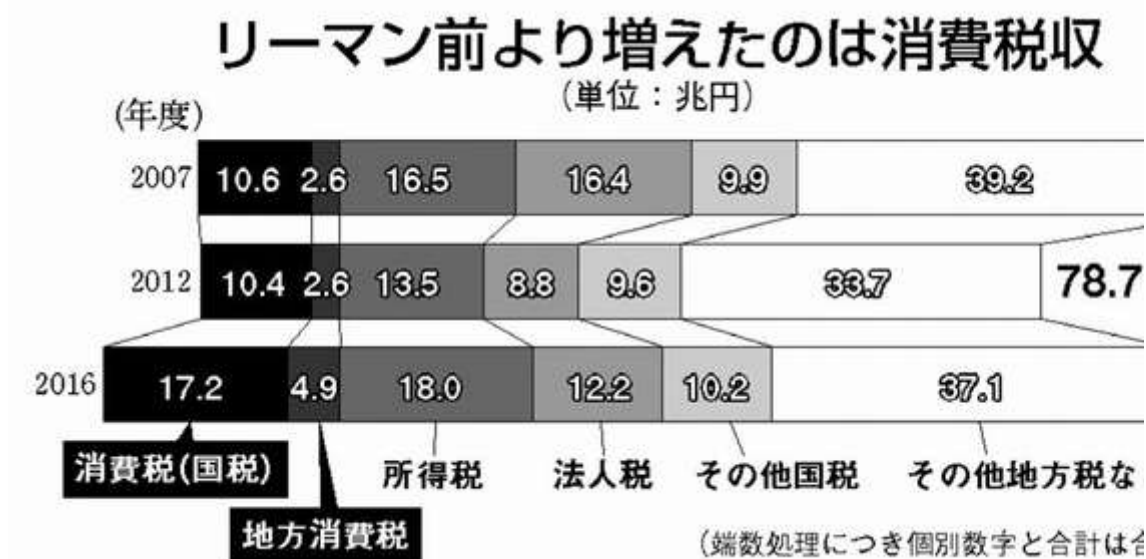
(1)景気の「谷底」との比較(2)消費税増税分の加算—という二重の水増しを取り除くと「果実」は消えてなくなってしまうというのが真相です。

「すべて自分たちがやった(経済)政策の果実としてというのは、あまりにもおとなげない」

日本記者クラブでの討論会で、記者からの指摘に、首相はいら立ちを隠せず、大仰な手

振りで必死に応戦。しかし、水増し数字を繰り返し誇ってみせただけで、「リーマン・ショック前より増えたのは消費税増税分」という事実は何ら反論できませんでした。破綻した「税収果実」論に今後もなお固執するなら、無分別の極みというものです。

(杉本恒如)



明文改憲の争点隠し狙う自公 詭弁許さず自民案に審判を

しんぶん赤旗 2016年6月27日(月)

26日放映のNHK「日曜討論」で、日本共産党や民進党、社民党などが「明文改憲は参院選の大争点だ」としたのに対し、自民党の稲田朋美政調会長は「憲法審査会で議論することだ」、公明党の石田祝稔政調会長は「参院選で争点になっているとは思いません」と争点隠しの姿勢に終始しました。

石田氏は「憲法は、国会と違って内閣は何も発議できない。(憲法は)国会でやってくださいということだ」「総理がリードして憲法審査会を開けとかそんなことはいえない」と改憲をねらう安倍首相を擁護しました。

しかし、安倍首相が「任期中の改憲」の意思を表明している以上、争点になるのは当然のことです。首相は選挙後に「憲法審査会を動かしていく」と表明しており、選挙が終われば改憲論議を進めようとしているのは明らかです。石田氏も「国会でしっかり議論しなければいけない。(自公)連立政権合意でも憲法審査会で議論すると書いてある」、稲田氏も「憲法改正から逃げていない。公約でも示している」と述べました。

改憲発議は国会の権限(憲法96条)であり、発議に向けた論議をするなら、国会議員を選ぶ選挙で改憲の方向も含め国民の審判を受けるのは当然です。憲法改正は最終的には国民投票で決まりますが、何をどのように変えていくのかなど国会の論議に、国民の意思

を反映させていく上でも、選挙の争点として国民的議論を行うのは当然の要請です。

安倍首相はこの間の党首討論で、「条文をどのように変えていくかは、選挙ではなくて国民投票です」（21日）、「どの条文がということは決まっていないのですから、この選挙においては、どの条文を変えていこうということは議論できない」（19日）と述べています。「何らかの改憲」を行うが、論点が絞られ、国会が発議するまで国民は黙って見ているというのは、まったくの詭弁（きべん）です。

自民党は、9条2項削除・「国防軍」創設や緊急事態条項の創設などを盛り込んだ改憲案をまとめており、安倍首相も「改憲案をお示ししている」と繰り返してきました。その中身を争点として審判を受けるのは当然のことです。

詭弁で選挙をやり過ごし、憲法破壊を進めるやり方は通用しません。

（中祖寅一）